

第24期 第35回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月13日(月) 13時30分から15時18分

2. 開催場所 大津市役所 別館1階 大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
	2番	宇野 幸太郎
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(4人)

副会長	15番	上坂 雅彦
副会長	13番	松尾 比古敏
	1番	高谷 久美子
	14番	正田 富美子

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	17番 槌田 昌子 委員
		18番 三田村 美江 委員

第2	議案第130号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第131号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
	議案第132号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第133号 農用地利用集積計画について
報告第187号 農地法の規定による許可申請の取り下げについて
報告第188号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第189号 農地法第5条第1項7号の規定による農地転用届出について
報告第190号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第191号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について
報告第192号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第193号 農地法改正に伴う第3条許可の取り扱いの変更について
報告第194号 令和4年度農業委員会委員と農業者等との意見交換会開催報告について
報告第195号 令和4年農地賃借料情報について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局長

第24期第35回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号18番 三田村 美江委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は北部選出の副会長であります安井 善次委員をお願いいたします。
それでは、よろしくをお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、高谷 久美子委員、松尾 比古敏委員、正田 富美子委員、上坂 雅彦委員の4名の方が所用のため、欠席されております。よって、在任委員18名のうち、ただいま出席委員は14名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からのご挨拶をいただきます。会長、お願いします。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

17番 植田 昌子 委員

18番 三田村 美江 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第130号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の仰木二丁目につきまして、本来であれば、地元委員よりご説明をお願いするところですが、本日欠席のため、事務局より、再度状況を説明いただきたいと思います。

事務局 地元委員から現地調査の結果を伺っておりますので、地元委員に代わり報告いたします。1月28日に現地調査を実施された結果、譲受人2名は現在も申請土地を耕作されており、何ら問題はないということでございました。

以上、報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員 譲渡人のお名前は、何とお読みするのですか。

事務局 ○○です。

議 長 ほかに。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。
No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第130号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1
は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
てを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりました。1月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に
調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況に
ついて、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委 員 現地調査をしたところ、隣接農地所有者とも明確に意見を交わされていまして、覚
書も作成されるなど、近隣の農家に対して不利益があるということはないと思いま
すので、何ら問題はないと思います。

No. 2については、敷地の整備をされた際に、適切に処理されていないということ
が半明したために、整備をしていかれるということで、問題ないと思われますので、
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の真野普門一丁目につきまし
て、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員 議案第131号の No. 1の真野普門一丁目の土地ですが、事務局と一日立会委員が
説明されたとおりで、説明することは、ほぼないですが、当該申請地は他の耕作面よ
り低いので、雨水など水が田んぼにかかるなど、そういうことはないと思います。

また、住宅跡地のようなコンクリがあります。申請地に家を建てることはない
ということですので、ご了承をお願いしたい。皆様、ご審議のほど、よろしく願い
いたします。

- 議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 2の枝一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。
- 委員 今、事務局と一日立会委員からもご説明がありましたように、参考資料の15ページを見てもらえば分かると思うのですが、昭和51年に全て工事は終わっているのですが、実際のところ、諸々書類が出てきたり、相続もございましたので、再度4条の申請をやり直すということで提出されております。
- 議長 はい、分かりました。ありがとうございました。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。
- (なしの声)
- 議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- <採 決>
- 議長 挙手全員により、議案第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- <採 決>
- 議長 挙手全員により、議案第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (事務局、資料に基づき説明)
- 議長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。1月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、それでは、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。
- 委員 まず、No. 1についてですが、今後についても現状の状態のまま使用するというところで、実際、道から50mほど中に入ったところに農地もあり、周辺の近隣の農家の方も使用されている状態だということでした。ですので、何ら問題はないかなと思います。

続いて、No. 2についてですが、こちらについては隣接農地の所有されている方にも十分説明をされていて、今後これらを拡張される場合には協力するという事を全員おっしゃっていましたので、今後についても問題はないかと思えます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、No. 1及の八屋戸につきまして、地元委員にご意見を伺います。

委員

議案第132号のNo. 1について説明させていただきます。

説明は事務局、一日立会委員からもありましたように、もともと造成して使っておりました。畑が周辺にあります。用水やその辺も特に問題ございませんし、入口のすぐ横に自宅もあり、その土地を造園業の仕事用として使っていたようです。そういうことで、特に周辺に迷惑をかけることもございませんし、問題ないと思えますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 3の大將軍二丁目につきましては、本来であれば、地元委員より説明をお願いするところではありますが、本日欠席のため、事務局より、再度状況を説明いただきたいと思います。

事務局

地元委員が欠席ということで、ご意見をお預かりしましたので、発表させていただきます。

現地調査におきまして、排水関係について、今回の農地転用地から見まして下流の農地に対して影響がないか確認をいたしました。確認をした結果、特に問題はないという判断をさせていただきました。

また、農地転用自体については問題ありません。というご意見をお預かりしました。以上、報告いたします。

議長

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長

それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。議案第132号のNo. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長

挙手全員により、議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第133号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、説明)

議 長 はい、ありがとうございました。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案133号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

ここで、議案の審査を終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第187号 農地法の規定による許可申請の取り下げについて、報告第188号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第189号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第190号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第191号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について、報告第192号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

推進委員 皆さん、ご苦労様でございます。傍聴席から失礼します。よろしいですか。
報告第189号のNo.4の物件が上がりましたので、地区担当しています関係上、質問をお許し願いたいと思います。大丈夫ですか。

事務局長 推進委員も意見を求めることができとなっておりますので、いかがでしょうか。

議 長 質問をお受けしたいと思います。

推進委員 申請されて受理の時期、どの時期が正確な時期か。
と申しますのは、雄琴地域は開発がすごく進んでいますので、工事着工が受理よりも事前にされるケース、例えば、今、会議している以前に着工された場合、どのような判断をされるのかということをお尋ねします。

事務局 受理は農業委員会事務局に届け出られた日ですので、その日以降でないと現場の着工はしてはいけないということになります。

推進委員 申請されて、この場で審議されて、その時系列でお願いします。

事務局 市街化区域においてということで説明しますと、届出があり約2週間後に受理通知を発行するのですが、届出イコール受理となり、その日以降の着工ということになります。ですので、市街化区域の届出につきましては、届け出られて地権者の名前、住所等に誤りがなければ、受理通知を発行するわけですが、それ以降であれば着工していただいて構いません。既に報告しておりますのは、受理をしたということでの報告なので、既に日の経っているものについては着工されているのも十分にあり得るかと思えます。以上です。

推進委員 現在、開発許可は農地転用がなくてもできるようになったと聞いています。最終的には、開発許可が優先されるので、例えば申請がなくても開発許可、造成に入った場合は不法行為ですか、そういったことになるかと思うのですが。

事務局 通常、開発許可が出るということは、農地転用の届出は済んでいるというものかと思えますので、どちらかといいますと、今までは開発許可の出た証拠となるものを農地転用の届出につけるということだったのですが、去年の3月31日からはその添付の義務がなくなりました。ですので、どちらかといいますと、農地転用の届出が先に出て、開発許可が半年後など遅い場合もあるかと思うのですが、その逆、開発許可が先に出ているのに転用されていないということは、基本的にはないものと考えています。以上です。

推進委員 わかりました。ありがとうございました。

議 長 貴重なご意見、ありがとうございました。そのほかにご質問等あれば。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、続きまして報告第193号 農地法改正に伴う第3条許可の取り扱いについて、事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議 長 農地法改正に伴う第3条許可の取り扱いについて、事務局から説明をしていただきました。実際には、下限面積と三年三作の縛りが基本的に廃止されます。今まで県の三年三作等の縛りに基づいて、市もそれを根拠として3条許可については三年三作を条件に申請を受けていましたが、これがなくなりますので、今後どのように農地を守るかという点を、先日、役員でも検討しまして、今のところ、大変難しい状況であります。7ページのところで、3条許可申請に、今までなら三年三作の誓約書を取っていましたが、それも取れませんので、少なくとも3年間程度は営農するのですねという形で、下のほうに営農計画というものを付けねばどうか。

それから、法改正があったとしても、投機目的等については許可しないという文言は残ります。ただ、投機目的かどうかについては、なかなか判定が難しく、7ページにあるような営農の計画書を作成いただいた上で、現地調査等についても地元委員、推進委員、一日立会委員などでその内容に照らしてしっかり調整を行った上で、農業委員会に報告いただいて採決をしていく流れを取らざるを得ないことになるかと思えます。どなたでも耕作できるという方向に持っていきたいというのが国の考えのようですので、その辺を十分ご理解いただいて、ご協力いただきたいと思います。それでは、ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

委 員 今、説明がありましたが、計画どおりに作って栽培をしますという行程表がこの表に入っているのですが、書くだけ書いて、後々何もできてない場合はどのような処理になるのでしょうか。

事務局 計画どおりにやっていない場合は、その地区の農業委員、推進委員が、今年はやっていないが、どうなのか、というように声かけをするという形になるかと思っています。

委 員 そうしたら、最終的に何度言っても計画は計画と言って、投機的か本当に耕作目的かこの表だけだったら分かりません。私達もぱっと見て、これは投機的だと思う時があります。それでも、書類上、整っていたら認めるということになったら、後々、耕作していなかったら許可を取消して戻すとか、何か法的な規制をしてもらわなかったら、当時の農業委員が許可したからこうなったということになりかねないと思います。

事務局長 言われるとおりで、その点を我々も大変危惧しています。これも県や全国農業会議に何回も照会しているのですが、国の方針はあくまで新規就農者を増やすということで、一畝でも売買がでると。あくまで農業が永続されること、投機的ではないという

ことしか返事をもらっていないのです。

そうしたら、他に何か方策があるかと言っても、今のところございませんので、地域で考えて、という中で、一旦はこれで受ける。ただし、それを随時見ていくことから始めて、本当に他所へ影響があったり、農業ができていないということであれば、そこで指導をしていく形になっていきます。今のところは、そういった形です。

ただ、あと2、3月の間で、国から何らかの手順書がでて、その中でどうなるかを、どの県も注視しています。

もう少し観察はしないといけないのですが、あくまで地域でよく監視してくださいというのが県の見解でした。

委員 例えば、とある方がこの土地を持ちますと。ですが、実際できないようだけど、持つと。投機的な見方をしないといけないが、私はこれを人にしてもらいますといううな時にはどうなるのですか。

事務局 譲受人本人が直接耕作しなくても主導権は自分が握る、それを理解した人が委託を受ける分には、3条許可できるという国の見解がありますので、本人ができなくても主導権を握っている、経営権を持っているということでしたらいいというところがあり、そういう場合も許可していくことになるかと思っています。

事務局長 それを鑑みて抑えようとするのであれば、地域計画です。最後に資料があると思いますが、今回の大きな目玉です。10年後の地域計画を集落で作っていかないといけないのですが、それで縛られるということが一つあります。要は、地域計画にはないので、この一畝だけ買うことはできないという話で縛っていくというところがありますので、地域計画をできるだけ多く作成することが一つの方策ということは考えられます。

議長 毎月、県の常設審議委員会に出ておりますが、県下各市町も大変困惑しております。先ほど委員からご意見がありましたように、三年三作の条件もなく、自由にできるし、計画を書くだけで本当にやるか分からない。

そのような中で、農地を守ると言われてもどう守るのか、農業会議の会長もその辺のところについては十分ご存じで、大変危惧されています。それに対しての対抗案と言ったら悪いのですが、そういうことについては、法律をつくるというところまでできるような、また先日、役員の中での話ですが、市の条例をつくるというような話も出ましたが、何よりも、まず本当にその人たちがやるのかという見極めをやらざるを得ないだろうと。

それから、もう一つは、地域計画の目標地図です。これを作成した中で、この土地についてはこの人が管理していく、もしくは耕作していくという地図を作成し、それに則ってやっていくのを表に出して、土地を守っていく方向で、この土地はこの人がやることになっているから、ここは無理です、とすると。それでも、欲しいということであれば、よく聞いて本当にできるか、できないかというようなところで話を進

めていかざるを得ないと個人的にはそんな感じをしております。

これから大変難しい時期に入ってくるとは思いますが、できる限り営農計画を立て、それを守っていただき、農業委員、推進委員が注意して見ざるを得ないということになってくるかと思えます。

委員

三年三作廃止という話ですが、今までの誓約書を廃止した。だけど、今後は聞き取りで3年間どうしていくのかということを知る。結局同じではないかと思えます。委員が聞くだけの話であり、誓約書を書いて出してもらっても構わないわけで、そこがもうひとつ分からない話だと。

それと、もともと法律で決まっていなかったら、それをなぜしつこくそんなところにこだわらないといけないのかと。あっさり廃止したらいいわけで、なぜそこにこだわるのかという疑問があって、その辺がわからない。

事務局長

三年三作自体は特に法律にもなくて、各市町村でのばらつきがあったということで、去年の3月末にそのばらつきをなくそうと国が提唱されました。特に滋賀県はまだそれでも三年三作を言い続けたので、国から直接にお叱りがあったみたいです。その三年三作自体がどうなのかと言っても、滋賀県のものは何も根拠のない三年三作だった。でも、滋賀県は各市町に通達を出しているのです。根拠のない通達を出しているのです。その通達を廃止したというのがこの12月です。ここに12月に廃止をします、と書いています。今までは通達があったので言い続けていただけで、それがなくなってしまったので我々も廃止ということ。

そして、資料2の別段でそれぞれ下限面積を含めたところについては、来月、議案として諮って廃止をするということになります。

あくまで三年三作の誓約書については、滋賀県の通達ですとずっと言い続けただけの話で、滋賀県がやめると言ったので我々もやめるというだけです。よろしく願います。

委員

そうしたら、県は三年三作を廃止する、参考に営農計画を代わりに出してもらおうということですね。農業委員が、計画ではこうなっているのだから、こうしてください、ああしてくださいと指導をしたところで、法的に何も縛りのない中で、農業委員がどこまでの力があるかです。それを教えていただきたいです。そうでないとイタチごっこです。これは農業委員不要ということになってくるのではないですか。

事務局長

農業委員が要る要らないという話ではなくて、農業委員は農地の確保とそれをよりよく営農してもらおうという立場としての指導権限はございます。

ただ、それについて行政指導であったり、命令であったりというところの話になりますと、これをもって違反しているのではないかというよりは、周辺農地に影響があったり、そういうところについては当然見ることができますので、それに対する違反は言うことができます。

ただし、3条の話ですので、違反について元に復すかということ、売買されたもの

は元に戻せないです。貸し借りの場合は、貸主に返して元の農地にしてくださいということは言えるのですが、売買が起こって次の人に替わってしまいますと、第3条の命令はそこまでは及ばないということになりますので。

ただ、言っているとおり、まわりへの影響や農業をしていないことに対して、農業者証明が出ないとか、そういうことの位置づけはここで分かりますので。

だから、ある意味、罰則がどうのというよりは、次に何々しなければならない、まわりへの影響を見ていかなければならないという時には、観察が必要になるということになります。よろしく願いいたします。

委員 それでしたら、計画書を並べて、悪いことを言えば、投機的に次から次にやっつけられるかも知れません。その時に、3条申請が出て、あなたはこの間、ここをこういうようにしますと書かれて、それで今の三年三作と一緒にですが、何もしてないではないかと、それならこれは3条の許可が下ろせませんというところまで行くのですか。

事務局長 計画が出て、それがよろしければ3条の許可は下りていますよね。

委員 次の分ですか。

事務局長 そうです。だから、次の時にそれは下ろせませんと言うことが可能だということです。現在もそうなっています。

委員 そうしたら、事務局に3条申請が危ない線を出されている、地元委員が、これは駄目ではないかと言ったら、事務局は受理されている状態で、不許可ということになるのですか。

事務局 あくまでも事務局という立場で、許可申請されたものについて受取り拒否はできないものというのがまずございます。ですので、今、委員がおっしゃったように、少し怪しいという話もあるかもしれませんが、そこを含めまして申請がされたらお預かりして、今もそうですが、地元の農業委員に資料をお渡しして、これからはさらに地元の委員さんが現地で立会いをして聞き取りをきちっとしていただいて、今後の営農計画、誓約書があったからよかったというわけではなくて、なくても今後の営農計画についてきちっと聞き取りして、農機具の状況等を確認して、その中で判断し、その判断について総会の場で今日のように報告していただく、そのような流れになるのかなと思っています。

ただ、あくまでも事務局は、許可するつもりで皆さんにお渡しをしているつもりではないというところは、ご理解いただきたく思います。

委員 そしたら、この営農計画書が出ていて、これが次の時に履行されていなかったら、地元委員としては、こういうように耕作するように書かれているけれども、なっていないと言って、この3条申請は不許可なりのことを完全に言えるということですね。

事務局 許可が出ている案件について、農業委員から指導をして、その指導にも全く従わない状況の中で、さらに改めて3条申請しますということであれば、そのことについては信用できないという説明や、許可不相当と考えるなど、そう意見していただくのも十分に可能と考えています。以上です。

委員 先ほど指導というのかあったと思うのですが、指導の程度は何回ぐらいとかあるのですか。たくさん言えばいいのか、1回で済むものなのか、そこら辺、どうなのかなと。

あと、もう一つ、この営農計画です。実際、うちの地域でも最近、新手と言ったらあれですが、やや怪しい人が何人かおられるのですが、そもそも野菜と言っていたのに果樹に変えられたのです。聞くと、1反ほどの面積で五、六本植えるみたいなことを言われるのですが、営農として成り立たないと思うのですね。そもそもこの農地に果樹だったらどれだけ植える予定なのか、野菜だったら何を植えて、どれだけ畝立てて、営農計画とはそういうものだと思うのです。そこら辺をこれだけではなくてもっと具体的なものとかが営農の基準を出してもらおうほうが、後から見た時に、計画どおりされていますねという判断ができるので、そこら辺を、明確にさせていただけると動きやすいです。

事務局長 はい、ありがとうございます。

こちらからの指導やその基準というところの話ですね。まず、指導につきましては、その基準に乗るような指導なのかとか、違反になるような指導だろうかとか、特段ございません。あくまで一定、指導してもらって、それが複数あるものであれば、次は認めませんというような窓口対応はさせてもらわないといけないし、またこちらでそれで不許可が出るならば、その対応で向こうに不許可通知を出すという形には当然なっています。回数は別にないです。

もう一つが、どういうものをという話になるのですが、例えば農業をするについてはそれもないのです。逆に言いますと、そういう基準がないというのは、皆様方の経験の中で、これは農業できないだろうと、ここでこれだけの営農を続ける気がないだろうというような話は、委員がよくご存じの中で、現地に行ってそれを聞き取ってもらうということになるんです。ですから、その基準はないですが、経験の中でできるのか、できないのか、これから新たな農業の形が出てくるかもしれませんが、そこはやはり経験の中で現地を踏んでもらい、話をしてもらうという形にはなります。

委員 仮に果樹をするとなった時に、今まではそのようなことは聞かなかったですが、何本植えるのか、など具体的に聞くということですか。

畑をすると言われたら、私達の場合は全面畑と思うのです。しかし、実際、数年後に見てみると、畦際にクルミの木が何本か植わっているだけとか、ということもあるので、そこら辺を、事務局でもう少し精査してもらおうほうがいいかと思います。

事務局長 改正法でも一部での耕作は基本的に認めないとなっています。その基準がどこまでかというところ。先ほど言いましたように、国の事務処理要領がまだ出てませんので、そこを鑑みてもう少し絞ったところを我々も考えますし、そのお知恵を委員からいただくことにもなると思いますので、もう少し準備をして、その点、検討していきたいと思います。

議長 今回の法改正につきましては、今、議論していただいたようなところが課題となってくるかと思えます。今後、農業委員会につきましても、その辺の対策と申しますか、投機的目的をどう解消するのか、地域計画にない申請についてはどうなるかということが、今後出てくるかと思えますが、その辺は皆様の経験といわゆる地域性ということもあると思えますので、地域の意向等々を反映した形に整理して、というようなところに持っていかざるを得ないのかなという気がしています。

ですので、委員がおっしゃったようなことになるのではというやり取りをしたのですが、本当に策を設けるということは今のところ、ちょっと何の手だてもないということになりかねません。

したがって、少なくとも申請時には、三年三作の誓約書をやめるのですが、そうは言うものの、少しでも皆さんが安心して、この人だったらいいだろうという方法があるとなれば、そういうものを手がかりにせざるを得ないのかなということで、今日、説明を事務局からしていただきました。皆さんからご意見、アイデア等々、この中で議論や、提案していただき、何とか切り抜けられる方法があれば幸いかなと思えますので、その折はよろしくご提案いただければありがたいと思います。

事務局長 この後の説明会でも同じような議論にはなるかと思えますが、またその節はよろしくお願ひしたいと思います。

委員 2点ほど少しお伺いします。

この資料の中では、資料2というところに農地法第3条2項5号に関する別段の面積というのがございますが、大物が20aとなっています。この20aと私らが記憶ある5反、50aと違うのですが、法律では20aにしている、滋賀県が50にしているんですか。

事務局 表の20aの町名の書いてある一番最後に、を除く本市の区域とあり、北小松、北比良、南小松などを除く本市の区域が20aですというような書き方で、法律は50aが基本です。

その下の段の大石曾束一丁目とか書いてあるところは、そのまま除くと書いていないので30aということで、少しややこしい書き方になっています。

委員 1件目はわかりました。

もう一つは、いつも苦々しく思いながら出される案件を審議している中に、不動産屋が物件をたくさん買って、それを実際に耕作する気持ちもなく、あとはそのまま

どこかに作ってもらっているということなのですが、法律が変わったとしてもそういうものについて私らは何か言いたいが、言ってもどうにもならない状況がずっと続いてまして、これは何か解消することはできないものでしょうか。

事務局長 今の話については、現状ずっと同じ状態です。これからもっとそういう案件が、森田委員が言われたように、出てくる可能性はあると思います。それを国、県にもみんな、どこの市町も言っています。そこの基準や対応方法は全く出ていません。我々も会長も言われたように危惧しているというところの話で、こそばゆい状態がずっと続いていきます。

これからも続くと思いますので、県、農業会議とともに、その辺が実際に現われてくる現状になったら、もっと集約してどうしたらいいというのが出てくるのでしょうか、今のところはそういう状態が続くということで、申し訳ございません。

委員 了解です。

委員 これまで下限面積要件が規定されていた根拠、理由というのと今回、今度これが撤廃されるという変更の目的のところを、時間があれば今日でもこの後でもいいので、どこかで教えていただけるとありがたいです。

事務局長 あとの説明会で回答しますので、よろしくお願いします。

議長 以上をもちまして、一旦報告案件を終了します。
そのほか、何かありましたらお願いします。

事務局 (事務局、遊休農地調査について資料に基づき報告)

議長 ありがとうございます。これをもちまして、農地系の案件は終了します。
引き続き、農地振興系の案件に移ります。
報告第194号 令和4年度農業委員会委員と農業者等との意見交換会開催報告について、報告第195号 令和4年農地賃借料情報について、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かございましたらお願いします。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、その他報告に移ります。事務局からお願

いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 ありがとうございます。タブレット端末については、また後日、説明会について割り振った形で案内させていただくということになりますので、よろしくご対応のほどお願いします。では、マイクを司会に渡します。

副会長 以上をもちまして、第24期第35回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたします。

議事録署名委員

議 長 (横山 成治 委員) 印

委 員 (槌田 昌子 委員) 印

委 員 (三田村 美江 委員) 印